

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保険料支払に関する特約条項

(賠償責任保険用)

第1条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の翌日から起算して10日以内に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める払込期日までに保険料を払い込まない場合は、当会社は、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができるものとします。
- (3) (2)の解除の効力は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険証券に記載された保険期間の初日に遡及して生じるものとします。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。